

## 第8回 生活・利用に関する検討部会

日時 : 平成22年12月15日(水) 14:00～16:00  
場所 : 石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 議 事
  - 3-1 部会の趣旨確認および第1回～7回部会の概要説明
  - 3-2 海域の利用ルールについて
    - ① 海域利用全般のルールについて(本検討部会のまとめ)
    - ② 安全確保のためのルールの検討状況(ルール化関係者協議会)
4. 報告事項  
石垣港湾事務所からの航路計画検討状況の報告
5. その他
6. 閉 会

#### 【 配布資料 】

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 資料－1   | 議事次第                        |
| 資料－2   | 生活・利用に関する検討部会委員名簿及び配席図      |
| 資料－3   | 第1回～第7回 生活・利用に関する検討部会の概要    |
| 資料－4   | 海域利用全般のルールについての意見・アンケート等の整理 |
| 資料－5   | ルール化関係者協議会の検討状況             |
| 資料－6   | 石垣港湾事務所からの航路計画検討状況の報告       |
| 参考資料－1 | 石西礁湖自然再生協議会 規約              |
| 参考資料－2 | 石西礁湖自然再生協議会 運営細則            |
| 参考資料－3 | 「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール        |
| 参考資料－4 | 生活・利用に関する検討部会および手順イメージ      |
| 参考資料－5 | 第1回～第7回 生活・利用に関する検討部会       |

## 第8回 生活・利用に関する検討部会 出席者名簿

(順不同・敬称略)

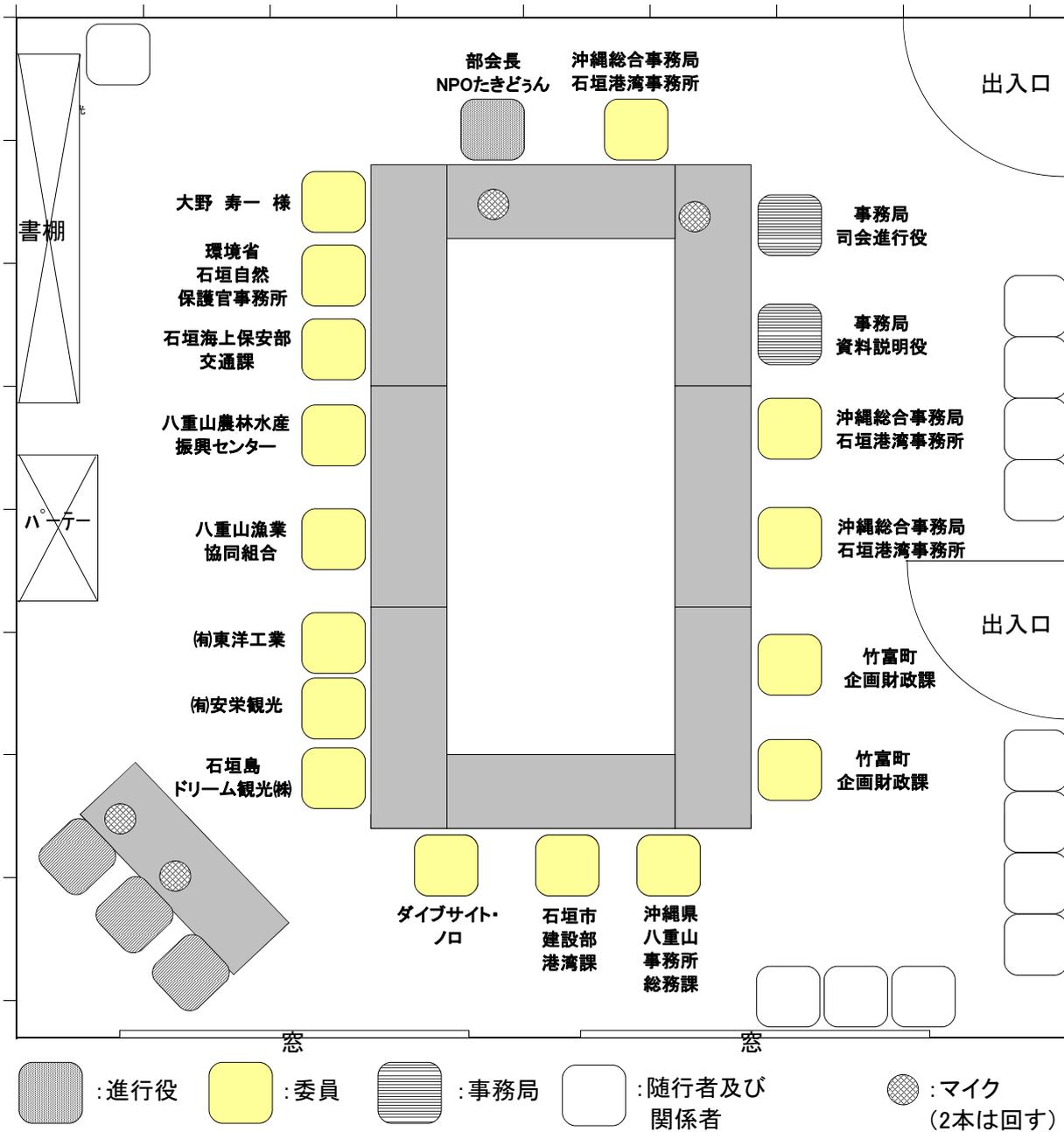
	Nº	所属名	役職名	氏名	備考
個人	1		-	大野 寿一	
	2	沖縄県八重山農林水産振興センター 農林水産整備課	主幹	鹿熊 信一郎	
	3	北九州市立大学 文学部人間関係学科	教授	竹川 大介	ご欠席

	Nº	所属名	役職名	氏名	備考
団体・法人	1	(有)安栄観光	運行管理者	平安名 浩文	
	2	石垣島ドリーム観光(株)	専務取締役	島仲 乱	
	3	(株)沖縄総研	代表取締役	伊波 盛武	ご欠席
	4	(株)環境技建ウエーブ	代表取締役	長田 紀晃	ご欠席
	5	(株)シー・テクノ(リゾート・アイルランド・カヤマ)	-	前田 博	ご欠席
	6	ダイブサイト・ノロ	代表	野口 定松	ご欠席
	7	特定非営利活動法人 たきどうん	理事長	上勢頭 保	
	8	WWFサンゴ礁保護研究センター	センター長	上村 真仁	ご欠席
	9	(有)東洋工業	専務	深見 和壽	
	10	(株)はいむるぶし ホテル部	副部長	豊田 敏彦	ご欠席
	11	八重山観光フェリー(株)	代表取締役	花城 吉治	ご欠席
	12	八重山漁業協同組合	組合長	上原 亀一	
	13	八重山サンゴ礁保全協議会	代表	吉田 稔	ご欠席

	Nº	所属名	役職名	氏名	備考
地方公共団体	1	沖縄県 八重山事務所 総務課	課長	通事 安憲	
	2	沖縄県 八重山事務所 総務課	主事	國場 智	随行者
	3	沖縄県 八重山土木事務所 河川都市港湾班	班長	鉢嶺 貞雄	オブザーバー
	4	石垣市 企画部 観光課	課長	宇保 安博	ご欠席
	5	石垣市 建設部 港湾課	課長補佐	吉見 武浩	
	6	竹富町 自然環境課	課長	白保 隆男	ご欠席
	7	竹富町 企画財政課	課長	勝連 松一	ご欠席
	8	竹富町 企画財政課	課長補佐	通事 善則	
	9	竹富町 企画財政課	主事	小濱 啓由	
	10	竹富町 商工観光課	課長	屋良 三	ご欠席
	11	竹富町 建設課	課長	野底 忠	ご欠席
	12	竹富町 農林水産課	課長	真謝 永福	ご欠席

	Nº	所属名	役職名	氏名	備考
国の機関	1	石垣海上保安部 交通課	主任航行援助管理官	西村 和彦	
	2	環境省 石垣自然保護官事務所	自然保護官	佐藤 大樹	
	3	環境省 石垣自然保護官事務所	自然保護官	田村 努	随行者

	Nº	所属名	役職名	氏名	備考
事務局	1	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	所長	嶋倉 康夫	
	2	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	工務課長	嶋原 茂	
	3	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	工務係長	金城 健吾	



## 第1回～第7回 生活・利用に関する検討部会の概要

### 1. これまでの検討部会の実施状況

生活・利用に関する検討部会では、これまでに6回の検討部会を開催し、石西礁湖における利用に関する課題の抽出を行い、その中で優先的な課題、特に重要な課題を抽出した。実施した6回の検討部会の実施概要を以下に示す。

平成19年8月21日 第1回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の検討手順、進行方法の確認
  - (2) 石西礁湖の利用状況の把握
  - (3) 石西礁湖での利用に関する課題の抽出（グループディスカッション）



平成19年12月6日 第2回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 第2回検討部会議事概要の確認
  - (2) 第2回検討部会における抽出課題の確認・追加
  - (3) 優先的な課題の抽出（グループディスカッション）



平成 20 年 3 月 11 日 第 3 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 前回議事の確認
  - (2) 前回における意見集約結果の確認
  - (3) 特に重要な課題の抽出（全体ディスカッション）

平成 20 年 10 月 15 日 第 4 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～3 回部会の概要について
  - (2) 船社へのヒアリング結果について（高速運航、夜間運航）
  - (3) 海域利用の先進事例について  
（八重山漁協、慶良間海域、グレートバリアリーフ）



平成 21 年 3 月 23 日 第 5 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～4 回部会の概要説明
  - (2) 活動の報告
  - (3) 海上交通の安全・安心の確保について（報告）



平成 21 年 10 月 19 日 第 6 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 5 回部会の概要説明
  - (2) 海域の利用ルールについて
  - (3) 航路整備の検討状況



平成 22 年 3 月 16 日 第 7 回生活・利用に関する検討部会 開催

- 【主な議事】
- (1) 部会の趣旨確認および第 1 回～ 6 回部会の概要説明
  - (2) 海域の利用ルールについて
    - ①白保の海でのルールについて
    - ②漁業者と船社の海域利用ルール化の現状報告
    - ③海域利用全般のルールについてのアンケート結果等



## 2. 前回検討部会において抽出された「主要意見」

### (2) 海域の利用ルールについて

#### ①白保の海ルールについて

(WWF サンゴ礁保護研究センター 上村センター長より、白保の4つのルール、観光事業者のルール、観光・レジャー利用者のルール、漁業者・採捕者のルール、研究者のルール等について講演頂いた後に質疑応答)

- ・関係者の意見の集約するために、会に出てきてくれない人へは、自分で聞きに行くようなことを行ったのか？
- ・少なくとも、観光業者などルールによって制限が生じるような所に対しては説明に行った。それ以外にはことある毎に呼びかけて、意見を聞いて会議の場で報告するようにした。会の場では思っている面と向かって意見を言えないこともあるので。
- ・補足説明であるが、白保に限らず自主ルールは法律や条例など、上位にあるものに反するものは作ることができない。この部会で決める場合もその点に注意が必要である。
- ・活動は良いことだと思うが、石西礁湖で行う場合、漁業権の対象種までルールでの制限の対象にならないようにして欲しい。
- ・環境省でもダイビングスポットの調査を開始した、前回紹介した慶良間での海域利用ルールもある。自主ルールでみんな合意したものの方が、上手く浸透するように感じている。

#### ②漁業者と船社の海域利用ルール化の現状報告

- ・ルールづくり以前に航路の整備がしっかりされていなかった。航行しているところが航路に認定されていなかったりして、漁業者と食い違っている部分もあった。将来、航路が認定・整備されたらルールに従って行きたい。

#### ③海域利用全般のルールについてのアンケート結果等

- ・ルートがハッキリしていないとのことであるが、立標から立標の間を進むのが航路では？ 現状でも航路を設定して走っていると思うが？
- ・航路上であっても漁やダイビングをしている。注意を促したりしているが、どのくらい離ればいいのかかわからない。前回の部会でフーカーは 200m との話があり、船は遠いが航路の近くまできている可能性もある。漁民はどの場所でどういった漁をしている、どこでダイビングをしているといった情報が欲しい。漁を行っているエリアなどダイビングを行うエリアなどのエリア分けがあると助かる。西表でカヌー業者が航路を横切ることがあった。カヌーに目印の旗をたてる、時間帯を決めるなどのルールづくりをしたことがあった。漁業者やダイビングと同じような対応が可能であり、ルールづくりを進めて行きたい。
- ・現状で追い越し時の減速をお願いしたい。一番のクレームはそこである。緊急で短期的に解決してほしい課題であり、項目に入れて欲しい。

- ・現状で航路の幅員はどの程度か？ 航路の幅が決まれば、漁業者もその中に入らないようにするが。
- ・安全を確保するための航路の幅は航行する船舶の大きさ、深さで決まる。竹富南航路は、現状は60m、深さ4mであるが、基準では幅120m、深さ4.5mとなる。竹富南以外は自由航行であり、航路は設定されていない。現在の航路整備計画では環境に配慮して、竹富南では10m拡幅、他は55m、深さ3mで検討中である。
- ・現状で竹富南以外では航路がないのは認識していなかった。航路で操業を行っている、シュノーケルを行っているとの話は、慣習上の航路でとの意味か？
- ・法定上の航路は竹富南の長さ2480m×幅60mのみである。竹富南以外は慣習上の航路である。立標間が正式な航路というわけではない。保安庁水路部が推奨する、座礁事故が少ないルートである。船会社の免許申請上のルートはあるが、法で決められたものではない。
- ・今回の整備で竹富南以外の島間全体が航路になるのか？
- ・全てが航路になるとは限らない。漁業利用などもあり必要最低限としたい。
- ・アンケート結果で、漁業者との協定締結などの表記で、「漁業者」を「漁協（漁組）」に訂正して欲しい。
- ・漁業者（漁組）と表記したい。
- ・行き会いの航行のルールで、優先を把握している船長といない船長がいる。右優先を無視された経験が何回もある。港内の徐行など、船会社、漁業者など操船する人全体で航行ルールを認識する必要がある。
- ・ダイビング船が潜水中に近くに寄ってくる。A旗（海中で潜水作業を行っていることを表す）、フラッグをあげている船には近づかないというルールが守られていない。法律違反である。徹底して守ることが必要である。
- ・港内からA旗をあげているダイビング船がいるので、いつ本当に潜っているのかわからないことも多い。
- ・その船は、A旗の意味を知らない。海人は結構守っているがダイビング業者が守っていない。A旗を板で作っている業者もある。今後徹底する必要がある。
- ・4月1日に法律が改正され「海中公園地区」が「海域公園地区」となった。利用調整地区が海中でも設定可能となった。1日に〇人の人をいれて良いとの設定ができるようになった。ルールの策定上の参考にして欲しい。
- ・航路の整備にあたって目印をつけて、この区間は〇ノット以下にこのルールは可能であるが、まっすぐ行きたいが迂回しているところもある。迂回で時間延長の場合、利用者の乗船時間が長くなったり、料金が上がったりする。ある程度徐行しても、安全に直線的に航行できるルートが船社としては理想である。
- ・アンケートで水産資源管理の記述が多いが、利用部会等ではあまり話題が上がってこないが、漁協は禁漁区設定、体長制限などローカルルールで意欲的に水産資源管理に取り組んでいる。また、シャッコミーバイ（ナミハタ）について、今日資源管理委員会が行われている。
- ・前回、ルールについて有志でワーキングチームをつくって案をつめるとの話があっ

- たが、事務局で可能な範囲で、まずは海上交通の部分で進めている。
- ・事務局に頑張ってみんなを巻き込んで、とりまとめを進めて欲しい。

## 海域利用全般のルールについて

### 一本検討部会における海域利用ルールに関するまとめ

	短期的	中長期的
①水産資源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源管理の徹底。(漁業資源の利用制限、期間、区域、サイズ限定等の設定)</li> <li>・漁協が行っている資源管理への取り組み(禁漁期、サイズ制限)への協力。</li> <li>・海人からの意見聴取。</li> <li>・早期のルール設定と遵守。</li> <li>・観光協会及び一般の利用者への広報・啓発と協力要請。</li> <li>・遊漁利用者への漁具、エサ、漁法等の取り決め。</li> <li>・遊漁船の登録。</li> <li>・遊漁のキャッチアンドリリースの徹底。(自家消費分のみに止める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例等の規制。</li> <li>・保護水面の拡大。(海中公園の拡大)</li> <li>・遊漁者(特にマイボート所有者)の組織化。</li> <li>・遊漁船業者から客への説明。</li> </ul>
②ダイビング利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海域利用の協議。</li> <li>・利用制限・利用ルールの設定。</li> <li>・試しに何カ所かアンカーを設置。</li> <li>・ダイビング業者の連絡体制・整備。</li> <li>・漁業者・船会社を加えた話し合い・ルール作り。</li> <li>・観光協会・漁協・ダイバー等について利用者への指導。</li> <li>・ダイバーへの環境保全教育の徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者との協定締結。</li> <li>・アンカーブイの設置と管理手法及びダイビングポイントの周知徹底</li> <li>・利用業者の組織化。</li> <li>・利用海域の設定。(漁協との協定必要)</li> <li>・入域人員の制限。</li> <li>・保全すべき所は保全する意味で国立公園(海域)に編入し保護水面に指定。</li> <li>・ダイビングポイント及びエリアに入域する日当たりの利用者の制限。</li> <li>・環境容量内の利用。(オーバーユースしない)</li> <li>・業者数の制限。</li> <li>・ポイント毎に利用禁止期間の設定。</li> </ul>
③観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光のルール策定。</li> <li>・各宿泊、ホテル等に海に入る前のルールを指導、レクチャーしてもらおう。</li> <li>・観光ガイド者によるマナー向上についての勉強会。(事前周知)</li> <li>・自然環境の保全・保護の立場から地域社会において環境教育を積極的に促進する。</li> <li>・年に数回、観光業者が環境について学べる機会をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入域規制=キャパシティを守る必要がある。</li> <li>・各ポイントによっての一日の利用者数の制限。</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上交通のルートをしっかりと決め、それ以外での航行はさせない。(満潮でも近道は認めない)。</li> </ul>	

# 安全確保のためのルールの検討状況

## －ルール化関係者協議会－

### 1. 「第1回 竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議」の開催

(1) 開催日時：平成22年11月18日(木) 16:00～17:30

(2) 開催場所：大濱記念館 2階 多目的ホール

(3) 出席者：順不同、敬称略

高速船運航船者、漁業関係者(組合長並びに魚種別代表者)、JA、作業船運航者、  
 沖縄総合事務局運輸部・農林水産部、石垣海上保安部、沖縄県八重山土木事務所・水産振興セ  
 ンター、石垣市、竹富町  
 コーディネーター：石垣港湾事務所

(4) 議事：

- ① 竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議(仮称)の設立について
- ② 竹富南航路航行安全検討調査の調査経緯説明
- ③ 当面の海域利用調整および今後の検討・調整の進め方について
- ④ その他

### 2. 海域利用連絡調整会議での検討要旨

(1) 海域利用の調整内容(案)

- ① 潮汐に関係なく、原則、決められた基本航行経路に従い通航する。(船社側)
- ② 操業は、原則、①項で決められた基本航行経路にできるだけ接近して行わない。(漁業者側)
- ③ 定期的な連絡・情報交換を行う場(海域利用連絡調整会議)を設ける。(船社側・漁業者側双方)
- ④ その他

(2) 海域利用連絡調整会議での主な意見・要望

漁業関係者、高速船運航者等から出された主な意見・要望等は以下の通りであった。

- ・ 海域利用連絡調整会議の開催・継続が極めて有意義である。(これまではこのような意見交換の場がなかった)  
 ＝漁業者・高速船運航者・工事作業船運航者ほか全員一致＝
- ・ 航行ルートの遵守、ルート周辺での操業自粛には基本的に協力する。ただし、全ての航行ルート周辺での操業自粛ではなく、避航可能な広い水域での操業と船舶の航行安全等については、今後検討調整する。＝漁業者・高速船運航者＝
- ・ 共通チケット導入による石垣～竹富、石垣～黒島間の減便による漁船への影響緩和効果は大きい。＝漁業者＝
- ・ 現地(乗船)体験等の相互理解が重要かつ有効であるので、今後積極的に進めたい。
- ・ 当面の海域利用調整は、漁業者・高速船運航者・工事作業船運航者等を中核として行政機関の支援を受けながら進め、将来的にはダイビングやレジャーにも拡大する。

以上

### 1. これまでの経緯と今後の予定

- 平成 20・21 年度
- 高速船運航実態調査（どこをどのように走っているかなど）
- 漁船操業種類・位置等調査（どのような漁種をいつ、どこで行っているかなど）

↓

通航経路案の策定（ほぼ現状の走り方に近い経路）、航路標識（立標）位置案の策定

- 平成 22 年度（予定）
- 海域利用者会議設立（海域利用ルール策定に向けた意見調整の開始）
- 海域利用ルール骨子案の検討開始

- 今後（予定）
- 情報交換
  - 現地体験
  - 海域利用ルールの策定
  - 他の利用者の取り込み 等

### 旅客運航船社の取組

共同チケットシステムの採用（八重瀬・安栄）  
 ◇八重山観光及び安栄観光において共同チケットシステムを採用

黒島航路：平成 22 年 4 月～  
 竹富航路：平成 22 年 6 月～

◇共同チケットにより、ダイヤを確保しつつ減速

黒島航路：5 隻 → 3 隻  
 竹富航路：20 隻 → 11 隻

↓

利用者の利便性を維持しつつ、効率的な運用が可能となった。また、一部の航路では、同時刻に出航しないようダイヤを調整し、沖合での引き波の影響が少なくなるよう配慮した。

### 4. これからの予定

航行自粛、漁船至近航行時の減速、航路内での操業自粛に関する周知パンフレットの配布（別添パンフ参照）

↓

プレス発表

↓

海域利用ルール骨子の作成（航行安全委員会）

↓

海域利用ルールの作成・調整（海域利用調整会議）

### 2. 海域利用調整の必要性

① 安全な操業と安全な航海を実現するためには、海域の棲み分けが必要

高速船：経路以外を航行せず経路に沿って航行する。  
 漁 船：出来る限りの経路内で操業しない。

② 海域を安全に利用するためには、海域をどのように利用するかルールを定めることが重要

- 漁船等小型船の至近を航行する場合の減速
- 複数の経路が合流する海域での優先順位
- 操業時の形象物、灯火（高速船から漁船の早期発見のため）
- 夜間の急悲撤送、島民交通等々

↓

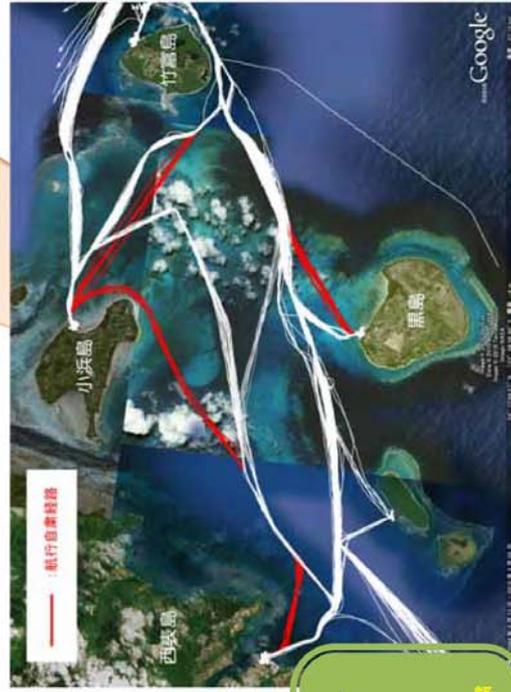
どのように利用するか海域利用者間で意見調整して決める

### 3. 海域利用調整で決めること

- 高速船の漁船至近の航行方法
- 経路合流海域での優先順位
- 特定期間における経路外航行
- 操業時の形象物、夜間における灯火
- 夜間の急悲撤送船の運用、緊急時連絡体制
- 島民交通船の運用
- その他、海域利用に係わる事項

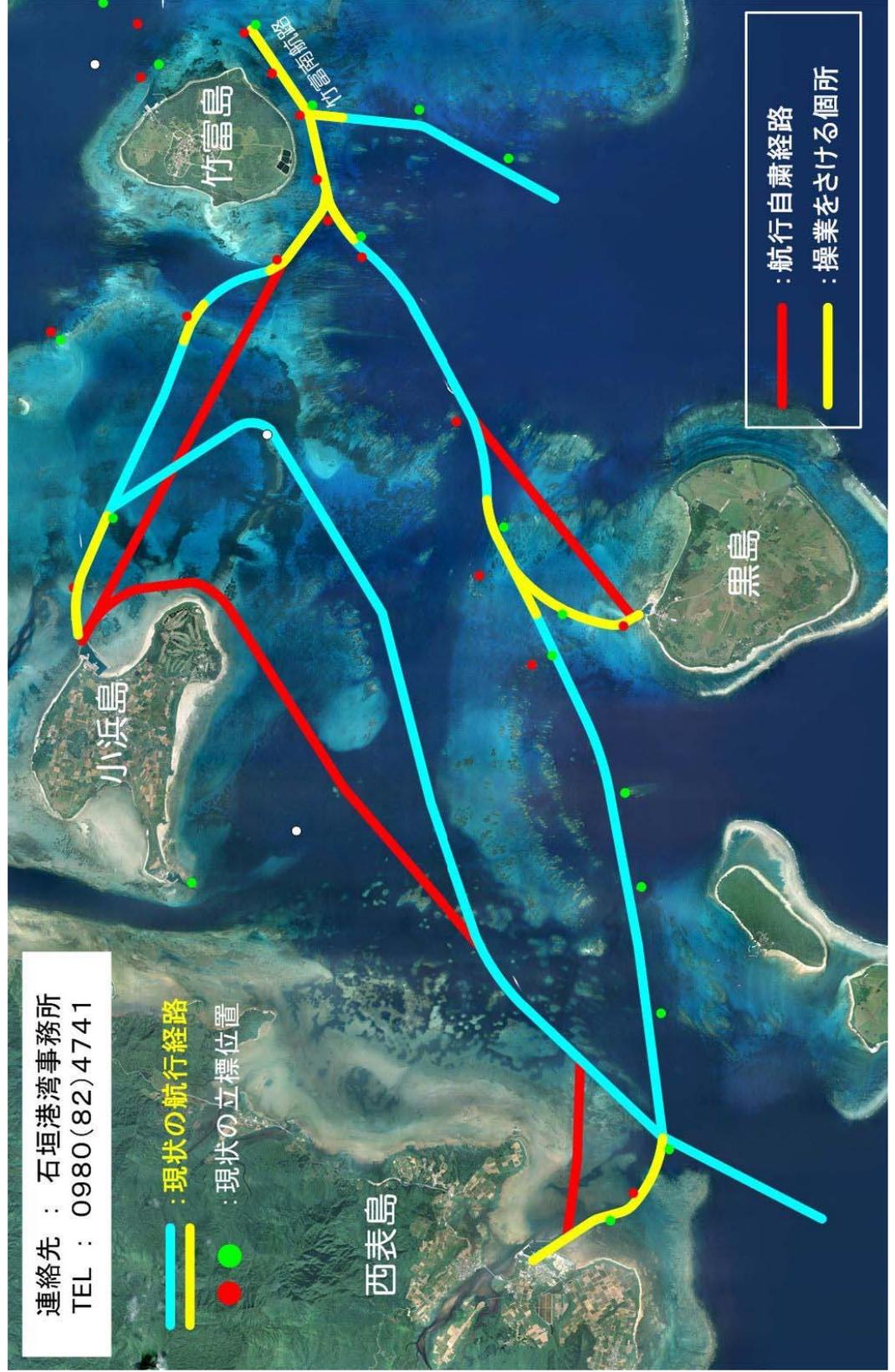
まずはお出来るところから・・・

- 高速船の基準経路外の航行自粛
- 漁船至近を航行する際の減速
- 経路内での操業を出来る限りの自粛



## お願い

- 高速船・貨物船は、航行自粛経路(図中赤線)の航行を自粛する。
- 高速船は、漁船など小型ボート至近を通過する際は減速する。
- 漁船は、航路幅が狭く、交通が輻輳する経路付近(図中黄線)では、出来るだけ操業をさける。
- 漁船は、高速船等への注意喚起のため、操業中は形象物を掲げる。



竹富南航路  
周 辺 海 域

# 利用ルール策定へ

## 連絡調整会議が発足

### 安全確保で漁協や船会社など

八重山漁協や高速フェリー会社、関係行政機関による竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議が18日、発足した。第1回会合が18日午後、大浜信泉記念館で開催され、石垣港事務所が竹富南航路航行安全検討調査の調査経緯を説明。関係者が当面の海域利用について意見を交わした結果、高速フェリーの基準経路外の航行自粛など一定のルール作りを行う方針を確認した。

同会議は同事務所がリー各社や八漁協組合関係機関に働きかけて、員、作業船運航者など設立したもので、フェリー12機関、団体が構成。



竹富南航路周辺海域の利用ルール策定に向けて設立した同連絡調整会議。18日午後、大浜信泉記念館。

竹富南航路周辺海域の利用調整に向けて基準経路策定や経路合流海域の優先順位策定などを図る予定。

会議で嶋倉康夫所長は「海域利用者間で相手の活動を知らない点が危険性につながっており、現場海域を直接利用している人々が互いに情報交換を行い、この海域での安全確保に取り組みたい」とあいさつ。

同事務所が作成した高速フェリーの基準航路や航行自粛経路、高速フェリー基準経路付近での漁業操業の自粛などが提案され、漁業者からは「航路が広いところでも操業を自粛しなければならぬのか」と意見があり、四

表島東部海域などで基準経路を緩和する方向で調整が進められる。また、高速フェリーの引き波により、もすく差殖などにも影響が出ているとして航行隻数の減少を求める意見が相次ぎ、現在、石垣―黒島、石垣―竹富間で行われているフェリー会社2社の共同運航を評価するとともに

に、共同連航航路の拡充を求める意見も相次いだ。同事務所では当初の航行経路案をもとに漁業操業経路の緩和や灯標の位置などを明記した経路図を作成。関係者に配布し、同海域の利用ルール策定を進めたい考え。

# 竹富南航路 周辺海域利用調整会議を設立

## 情報共有と利用ルール作成へ

漁業者、旅客運航船社、行政からなる竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議が設立された。18日夕、第1回の会議が大浜信泉記念館で開かれ、周辺海域での高速船・貨物船の経路外の航行自粛、漁船至近航行時の減速、経路内での漁船の操業自粛というルールを確認した。今後は周知パンフレットの配布を行うほか、海域利用ルールの作成に取り組んでいく。

漁業者、旅客運航船社、沖繩総合事務局石垣港湾事務所、石垣市、竹富町などが参加。この日は竹富南航路航行安全検討調査の調査経緯が説明された上で、周辺海域での安全のために海域の棲み分けの必要性、海域利用ルールを定めることの重要性が話された。

その中で、現在実施可能なルールとして、①高速船の基準経路外の航行自粛②漁船至近の航行時の減速③基準経路内での漁船の操業自粛―3項目を提言。また、これらに関する周知パンフレットを製作し配布を行うとした。

同会議は安全な操業・航海のため、海域利用者との情報交換・共有の場として設立された。八重山漁業協同組合をはじめ旅客運航船社3



竹富南航路周辺海域利用連絡調整会議が設立された  
=18日夕、大浜信泉記念館

漁業者から養殖場の利用者とは互いにどのような活動をしているか分からずいる。安全確保のためにこの場を開くことはとても大切」と話した。

今後は定期的に会議を開催し、現場視察の実施、海域利用ルールの作成などに取り組んでいく。

# 石垣港湾事務所からの航路計画検討状況の報告

## I. 各住民説明会及びPC結果の報告

※PC：パブリックコメント

### 1. 実施した各住民説明会及びパブリックコメント

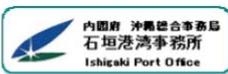
#### (1) 住民説明会

実施年月日		実施地域		参加者数	議題
平成21年	3月26日(木)	竹富町	西表大原	12名	概略ルート選定
	6月4日(木)		波照間	18名	
	6月9日(火)		黒島	25名	
	6月10日(水)		小浜	21名	
	7月8日(水)		竹富	12名	
平成22年	5月25日(火)	竹富町	西表大原	13名	竹富南航路の 延伸整備
	5月26日(水)		黒島	13名	
	5月27日(木)		小浜	14名	
	5月31日(月)		波照間	21名	
	6月1日(火)		竹富	22名	

#### (2) パブリックコメント

実施期間：平成22年5月26日(水)～6月25日(金)

実施方法：内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所ホームページにおいて航路ルート案の資料を公表し、FAX、E-mail、郵送により意見聴取を実施。



内閣府 沖縄総合事務局  
石垣港湾事務所  
Ishigaki Port Office

---

[HOME](#) > 竹富南航路の延伸整備についての意見聴取(パブリックコメント)の実施

**竹富南航路の延伸整備についての住民意見聴取(パブリックコメント)の実施～皆様のご意見をお送り下さい～**

竹富南航路の延伸整備についての住民意見聴取(パブリックコメント)を竹富町と共に実施いたします。  
内容については、添付しているPDFファイルをご覧ください。

PDF
概要資料
詳細資料(1/4)
詳細資料(2/4)
詳細資料(3/4)
詳細資料(4/4)

## 2. 各住民説明会及びパブリックコメントの議事概要

### (1) 平成21年 概略ルート選定（竹富町）

#### 【開催写真】



西表島東部



波照間島



黒島



小浜島

#### 【説明内容】

- ①竹富南航路の現状と課題・・・・・・・・竹富町企画財政課長 大城 正明
- ②竹富町の航路に関する方針・・・・・・・・ //
- ③航路の安全・安心の確保・・・・・・・・内閣府沖縄総合事務局  
石垣港湾事務所長 嶋倉 康夫
- ④これまで事務所で調査した・・・・・・・・ //
- ⑤航路の概略位置・・・・・・・・ //
- ⑥今後の予定・・・・・・・・ //

#### 【開催結果】

竹富町生活保全航路の改善について、主に石西礁湖を囲む島々において住民説明会を開催した。  
(竹富地区に関しては平成21年7月以降開催予定)

特に改善要望の多かった竹富南航路については、干潮時における船舶の乗り上げや往来する船舶の接触事故、当海域における航路標識の改善についての要望があった。また、船会社が昼夜干満を問わず航行できるシステムの構築について要望があった。

#### 【主な意見・要望】

1. 航路改善の際には、サンゴへの影響を必要最小限にしてほしい。
2. 朝早くから夜遅くまで船舶が航行できるように改善してほしい。
3. 各島から石垣へ航行する際、竹富南航路付近の標識が確認しづらい。
4. 竹富南航路において、船舶が一番混み合う時間帯は非常に危険を感じる。
5. 航路改善の際、住民生活にどのような影響があるのか。
6. (小浜住民が) 竹富島北ルートを航行できるように改善してほしい。
7. 浚渫土砂について、どのように処分するのか。
8. 緊急時においても、安心・安全に航行できるよう積極的に取り組んでほしい。今後もこのような説明会を開催してほしい。
9. 乗り上げ、接触、ペラの接触・破損事故等について、もっと詳細な情報がほしい。
10. 海難事故の件数について、季節や時間帯も併せて提示できないか。

(2) 平成22年 竹富南航路の延伸整備（竹富町）

【開催写真】



西表島東部



小浜島



波照間島



竹富島

【説明内容】

- ①ビジョンの整理・・・・・・・・・・竹富町副町長 富本 傳
- ②航行の安全・安心の確保・・・・・・・・・・沖縄総合事務局  
石垣港湾事務所長 嶋倉 康夫
- ③社会・自然環境の現況・・・・・・・・・・ //
- ④各段階の環境配慮・・・・・・・・・・ //
- ⑤航路の概略位置の検討・・・・・・・・・・ //
- ⑥航路の詳細位置の検討・・・・・・・・・・ //
- ⑦今後の予定・・・・・・・・・・ //

【開催結果】

竹富南航路の延伸整備について、主に石西礁湖を囲む島々において住民説明会を開催した。

【主な意見・要望】

- 1. 仲間港沖合のS字箇所の航路を改善してほしい。
- 2. サンゴの被度が高い箇所の改善策はどのようにするのか。
- 3. 航路改善によって、間違いなく夜間航行が可能となるのか。
- 4. サンゴ礁を開削する場合、潮流の変化は起こらないか。
- 5. 航路改善の整備と一緒に、港湾入口の照明設備を整備できないか。
- 6. 掘削土砂はなるべく町内で活用して欲しい。
- 7. 既存航路の漁業権の補償はどのようになるのか。
- 8. 現ルートにおいて、逆に幅員を狭めることはないのか。
- 9. 現在の標識間の距離が長いので、新たに設置してほしい。
- 10. 竹富南航路の幅をもっと大きく開削してほしい。

### 3. 意見募集に関する結果

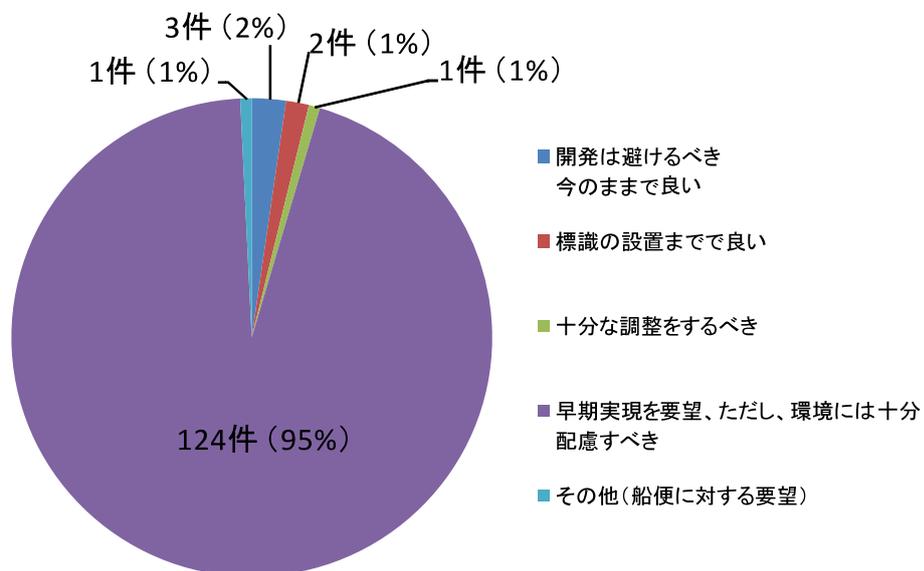
平成22年5月25日～6月1日の期間、西表島、黒島、小浜島、波照間島及び竹富島の各島において、「竹富南航路の延伸整備についての住民説明会」及び意見募集を実施した。

なお、意見募集（期間：5月26日～7月16日）の結果は、次のとおり。

主な意見内容と意見数について

H22.8.9 現在

主な意見内容	開発は避けるべき 今のままで良い	3
	標識の設置までで良い	2
	十分な調整をするべき	1
	早期実現を要望、ただし、環境には十分配慮すべき	124
	その他(船便に対する要望)	1
合計		131



#### 4. 環境アセス相当に関する住民説明会の実施状況

##### ●西表島東部地区 住民説明会

日 時：平成22年9月15日（水）20：00～21：00

場 所：離島振興総合センター（大原）

参加者：竹富町2名（勝連企画財政課長、小濱主事）

石垣港湾事務所2名（嶋倉所長、金城工務係長）

地域住民 13名

##### 1. 開会あいさつ

住民説明会開催趣旨説明

竹富町 勝連企画財政課長

##### 2. 説 明

1) 環境影響評価の実施趣旨説明等

石垣港湾事務所 嶋倉所長

2) 環境影響評価内容調整書あらましの説明

いであ（株） 藤沼 紀敏氏



(西表島住民説明会の様子1)



(西表島住民説明会の様子2)

##### 3. 主な質問・要望

- 1) 工期はどれくらいかかるのか？
- 2) 夜間は航行できるようになるのか？
- 3) せつくなので、多く標識を設置してほしい。また、灯火もつけてほしい。
- 4) 標識はどれくらい設置するのか？
- 5) 漁業者からの合意は得られているのか？
- 6) 仲間港河口部からショートカットできるように浚渫して欲しい。
- 7) ショートカット部を浚渫しないのは、費用の問題か？
- 8) 船舶会社の意見は聞いているか。ショートカットの要望は出していないのか？
- 9) 現在、航行しているルートは？また、新ルートの航路幅、水深は？
- 10) 浚渫した土砂はどのように処理するのか？

## ●小浜島 住民説明会

日 時：平成22年9月16日（木）20：00～21：00

場 所：小浜公民館

参加者：竹富町2名（勝連企画財政課長、小濱主事）

石垣港湾事務所2名（嶋倉所長、嶋原工務課長）

地域住民 21名

### 1. 開会あいさつ

住民説明会開催趣旨説明

竹富町 勝連企画財政課長

### 2. 説 明

1) 環境影響評価の実施趣旨説明等

石垣港湾事務所 嶋倉所長

2) 環境影響評価内容調整書あらましの説明

いであ（株） 藤沼 紀敏氏



(小浜島住民説明会の様子 1)



(小浜島住民説明会の様子 2)

### 3. 主な質問・要望

- 1) 航路を拡幅することにより竹富島の砂浜が侵食されることはないか？
- 2) サンゴの移植は1年間で全て実施するのか？
- 3) 浚渫した土砂の利用予定は？竹富町から発生したもののなので、竹富町で利用できる方がよい。
- 4) 浚渫土砂は土地改良にも使用できる可能性が大きい。山積みして保管できないか？
- 5) 24時間・干満を問わずに航行できるという認識でよいか？
- 6) 24時間航行可能となった場合、港には明かりが必要。竹富町から県へ施設整備の要望を行っているか？
- 7) 航路断面はセメントで固めるのか？
- 8) 標識の数はどの程度か？

## ●石垣市内 住民説明会

日 時：平成22年9月17日（金）20：00～21：00

場 所：大浜信泉記念館

参加者：竹富町2名（勝連企画財政課長、小濱主事）

石垣港湾事務所3名（嶋倉所長、嶋原工務課長、金城工務係長）

地域住民 8名

### 1. 開会あいさつ

住民説明会開催趣旨説明

石垣港湾事務所 嶋倉所長

### 2. 説 明

1) 環境影響評価の実施趣旨説明等

石垣港湾事務所 嶋倉所長

2) 環境影響評価内容調整書あらましの説明

いであ（株） 藤沼 紀敏氏



(石垣市住民説明会の様子 1)



(石垣市住民説明会の様子 2)

### 3. 主な質問・要望

- 1) サンゴの移植はどこにするのか？航路底面に置くのか？
- 2) 養浜を行う場合、養浜だけだと砂が流出してしまうので対策を講じてほしい。
- 3) 黒島、新城は海底送水管が交錯しており、工事での対策は？
- 4) 竹富島での砂の流出の原因は？
- 5) 航路規模を縮小したとのことだが、航行安全上問題はないか？
- 6) 航路の維持管理はどの程度行うのか？
- 7) 夜間も航行できるようにしてほしい。灯火の設置等考えているのか？
- 8) 航路に沿って海底送水管を設置することはできるか？

## II. 最終航路位置（案）

### 1. 最終航路位置決定の経緯

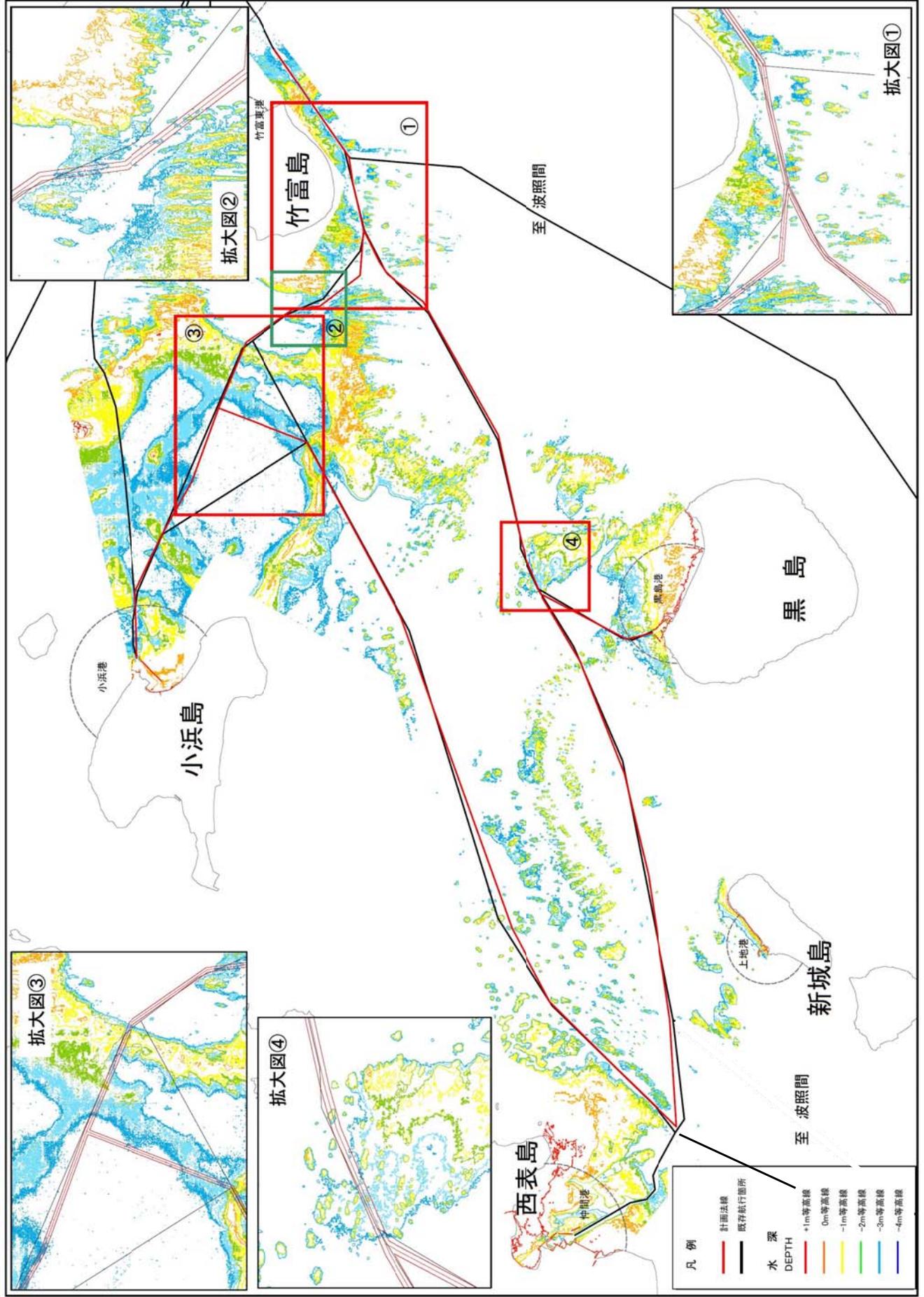
平成 20 年 12 月	・第 2 回航路計画委員会において、概略ルート（第一段階）について審議。
平成 21 年 2 月	・第 3 回航路計画委員会において、概略ルート（第一段階）について審議し、現況航路に近い「竹富南航路ルート」を選定。
平成 21 年 3～7 月	・竹富町第 1 回住民説明会を開催し、概略ルートについての説明及び意見収集を実施。 ・竹富町より、環境に配慮しつつ、早期実現してもらいたい旨の意見収集。
平成 21 年 7 月	・第 4 回航路計画委員会において、詳細ルート（第二段階）について審議。 ※事務所案は原案
	・漁業者、環境省、海上保安庁などの関係からの意見収集を実施。
平成 21 年 8 月	・第 5 回航路計画委員会において、詳細ルート（第二段階）について審議。 ※事務所案は修正第 2 次案
	・漁業者、環境省、海上保安庁などの関係からの意見収集を実施。
平成 22 年 3 月	・第 6 回航路計画委員会において、詳細ルート（第二段階）について審議し、航路検討委員会の最終案を決定。 ※事務所案は修正第 5 次案
平成 22 年 5～6 月	・竹富町第 2 回住民説明会を開催し、詳細ルート（事務所案修正第 5 次案）についての説明及び意見収集を実施。 ・アンケート 110 部を回収。
平成 22 年 7～8 月	・パブリックコメントを実施し、詳細ルート（事務所案修正第 5 次案）の検討経緯に関する意見収集を実施。 ・石垣市住民説明会を実施し、詳細ルート（事務所案修正第 5 次案）についての説明及び意見収集。
平成 22 年 8 月 13 日	・第 7 回航路計画委員会において、詳細ルート（第二段階）について審議し、最終航路位置について決定。

### 2. 最終航路の諸元

#### 航路規模の検討結果

竹富島南部分	：	当初	幅 1 2 0 m、深さ 4. 5 m	→	最新	幅 7 0 m、深さ 4. 0 m
竹富島南部分以外	：	当初	幅 7 0 m、深さ 4. 0 m	→	最新	幅 5 5 m、深さ 3. 0 m

3. 最終航路位置 (案)



## 石西礁湖自然再生協議会 規約

### 第1章 総則

#### (設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

#### (名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

#### (対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

### 第2章 目的及び協議会所掌事務

#### (目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

#### (所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

### 第3章 構成

#### (構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
  - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
  - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

#### (途中参加委員)

第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

- 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

#### 第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第10条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

#### 第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

## 第6章 運営事務局

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。
- 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

## 第7章 補則

(寄付金等)

第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第1条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

## 石西礁湖自然再生協議会 運営細則

### 第1章 部会

(設置)

第1条 協議会に次の部会を設置する。

(1) 生活・利用に関する検討部会

(検討事項)

第2条 部会では、次の事項を協議する。

(1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項等。

(部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

(1) 部会の会議の運営

(2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他部会が付記する事項

### 第2章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

### 第3章 補足

(細則改正)

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。

## ～「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール～

- 時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。
  - 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
  - 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。
  
- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
  - お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
  - 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
  - メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
  - 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
  - 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。  
提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
  - わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。
  
- 「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。
  - 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょう。
  - 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
  - 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しまししょう。
  
- 合意形成に向けてお互い努力しまししょう。
  - 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を進めましよう。
  - 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましよう。
  - 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

## 生活・利用に関する検討部会のイメージ

石西礁湖自然再生協議会  
(H18. 2～)

事務局：環境省那覇自然環境事務所  
沖縄総合事務局港湾計画課

報告

生活・利用に関する検討部会（仮称）

事務局（案）：竹富町  
石垣環境自然保護官事務所  
石垣港湾事務所

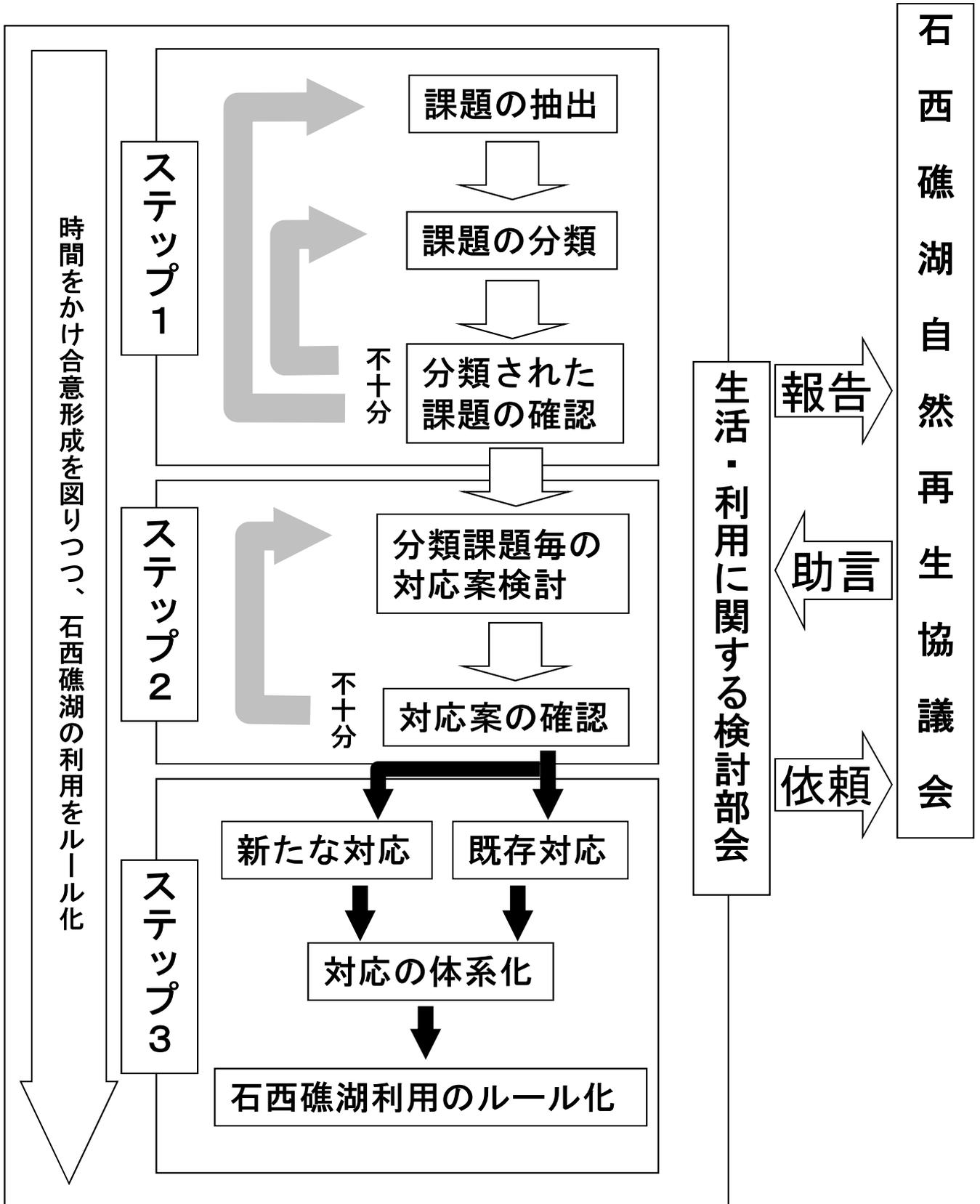
各 部 会 よ り 報 告

（協議会から付託される  
専門的事項について協議）

（「生活・利用に関する検討部会」の概要）

- \* 地域住民が生活を営む上で必要不可欠となる  
「漁業」「観光」「海上交通」等について、  
石西礁湖の自然再生との両立を図りつつ、  
永続的に活用するためのあり方・ルールについて検討する。
- \* 利用者の意見を十分に把握しつつ、意見の集約に努め、  
部会での検討結果については協議会に報告する。
- \* 検討部会については、協議会のメンバー有志によって  
構成されるが、特に地域住民・地元関係者の積極的な  
参画が重要と想定される。

# 検討部会の手順イメージ



## 第1回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日時：平成19年8月21日（火） 14：30～16：30

◆場所：大濱信泉記念館 多目的ホール

◆参加者：委員21名（内訳：個人3名，団体・法人7名，地方公共団体7名，国4名）  
報道関係者2名

◆議事：

- （1）部会の検討手順、進行方法について
- （2）石西礁湖の利用状況について
- （3）石西礁湖での利用に関する課題について

◆概要：

- （1）部会の検討手順、進行方法について

①竹富町長より、主催者挨拶として、本部会設置に係る背景や部会での活発な議論への要望があった。

②運営事務局より、「石西礁湖自然再生協議会」の規約（参考資料1）及び運営細則（参考資料2）、会議のルール（参考資料3）について説明された。

③運営事務局より、部会長選任について自薦・他薦による方法が提案され、委員他薦によって上勢頭委員（NPO法人たきどうん）が部会長に選出された。

④部会長より、部会長選任の挨拶が行われ、部会長の指名によって吉田委員（八重山サンゴ礁保全協議会）が副部会長に選出された。

⑤部会長の議事進行に基づき、運営事務局より、生活・利用に関する検討部会のイメージ（資料3）について説明された。

⑥続いて運営事務局より、検討部会の手順イメージ（資料4）について説明され、今回の具体的な検討手順としては小グループに分かれてのディスカッション（資料6）の方法が説明された。

- （2）石西礁湖の利用状況について

①運営事務局より、小グループによるディスカッションの参考データとなる石西礁湖の利用状況に関する基礎資料（資料5）が説明された。

### 第1章 ダイビング利用について

八重山入域観光客数及びダイビング業者数が増加してきており、石西礁湖を含む周辺海域においてダイビング利用が活発に行われていることが説明された。

## 第2章 漁業利用について

石西礁湖にはモズクやシャコガイ等の漁業権が設定されていること、漁獲量は年次による変動があるものの、近年減少してきていること等が説明された。

## 第3章 船舶運航について

竹富町への入域観光客数及び船舶乗降客数が増加し、それに伴い旅客船の運航便数や隻数も増加していることが説明された。

## 第4章 自然再生協議会での取り組みの整理

これまでの自然再生協議会での検討により石西礁湖における環境負荷の原因、それに基づくサンゴ礁生態系の保全・再生における課題として大きく4点にまとめられたことが説明された。

### 4点の大きな課題

- サンゴ群集の減少・劣化
- サンゴ礁魚介類等の減少・劣化
- 藻場、干潟マングローブ林等の減少・劣化
- 陸域生態系の分断・劣化

さらに、原因に応じた自然再生への取り組みの方法や短期・長期の目標が説明された。

長期目標：「人と自然との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す」

(休憩)

### (3) 石西礁湖での利用に関する課題について

①運営事務局より、再度、小グループに分かれてのディスカッション(資料6)の方法が説明され、進行役については、環境省石垣自然保護管事務所から2名、沖縄総合事務局石垣港湾事務所から1名があたるということが説明された。さらに、ディスカッションでは、ダイビングや漁業、船舶等の利用がサンゴ礁生態系の保全・再生や共生に与える問題点や課題、またその原因や背景などを3つのグループに分かれ抽出して欲しい旨が説明された。

②約1時間のディスカッションを行い、各グループから抽出された課題が進行役より発表された。主な課題は以下のとおりであった。

#### < Aグループ >

- ・今後の利用ルール作りの基礎条件として、どの程度の利用がサンゴ礁へ負荷を与えるのかを量的な目安が必要である。
- ・海岸への漂着ゴミ削減や処分等に関する対策が必要である。
- ・緊急時対応も想定し、導標の設置等による安全に夜間運航が可能な航路の確保が必要である。
- ・漁業資源を保護し、乱獲を防止するため、季節や区域の利用規制を行う必要がある。
- ・登録が義務付けられている遊漁船登録を徹底し、海域利用のルールを指導周知させる必要がある。
- ・石垣港からのピストン運航となっている状況を改善するため、石垣からの日帰り通過型の観光

形態を見直し、竹富町内での宿泊型・滞在型観光への転換を図る。そのためには、海上タクシーのような小回りができる小型船の運航が必要と考える。

- ・利用と保全の両立を継続的に実施していくため、サンゴ礁保全経費の一部を利用者に負担してもらうシステム作りを行うことが考えられる。

#### < Bグループ >

- ・乱獲や環境の悪化に伴い、水産資源が減少してきており、資源管理が必要である。漁協が始めた資源管理を参考にし、本部会で検討する必要がある。
- ・ダイビング船や漁船等の小型船だけでなく、大型のクリアランス船によるアンカー投入がサンゴを損傷しているため、サンゴの損傷を軽減するためには、ダイビング船の係留用のブイを多数設置すること等が考えられる。
- ・観光船が必要以上に**高速化**しており、質・量ともにスローライフ化が望ましい。

#### < Cグループ >

- ・漁業と観光との海面利用の棲み分けを図るための実態調査の実施と、平行して行政主導による漁業者と観光業者との利用（資源管理・海面利用）のルール作りが大切である。
- ・海中公園の保護区の設定によるサンゴ等を含めた海中景観や水産資源管理を徹底する必要がある。
- ・漁業者の経営負担が増加している中で、保護区を設定したとしても更に負担を強いるだけなので、利用しながらも漁業資源が増加するというメリットを示していく必要がある。
- ・石西礁湖には浅場が点在しているため、目視航行が必要な箇所では定期船の速度低下などの通航制限が生じており、船社側や住民側での経済的な負担が生じている。
- ・環境を維持していくための資金としてオーストラリアで導入しているような環境保護税の導入が望まれる。観光客も環境保護の重要性は認識されているので、理解されると思う。

③部会長より、今回のディスカッションだけでは十分に意見が出せなかった方は、運営事務局へのメールやFAX等にて提出することが可能であることが説明された。

#### (4) その他

①運営事務局より、次回の部会開催日時については、第6回の自然再生協議会が11月頃開催予定であることから、その前までに開催する予定であることが説明された。

以上

## 第2回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時：平成19年12月6日（木） 14：00～16：00

◆場 所：石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室

◆参加者：委員21名（内訳：個人2名，団体・法人8名，地方公共団体7名，国2名）  
報道関係者1名

◆議 事：

- (1) 第1回生活・利用に関する検討部会における議事概要・課題抽出結果について
- (2) 石西礁湖の再生と利用についての課題抽出について（小グループ）
- (3) 小グループにおける課題抽出結果の取りまとめについて
- (4) その他

◆概 要：

- (1) 第1回生活・利用に関する検討部会における議事概要・課題抽出結果について
  - ①部会長の議事進行に基づき、運営事務局より前回の議事概要（資料3）について説明された。
  - ②部会長の議事進行に基づき、運営事務局より前回抽出された課題及び追加ヒアリング結果（資料4）について説明された。
  - ③部会長の議事進行に基づき、運営事務局よりディスカッションの方法（資料5）について説明された。
- (2) 石西礁湖におけるサンゴ礁生態系と利用の共存について
  - ①部会長より、前回抽出された課題及び追加ヒアリング結果に対しての加筆修正について、小グループ毎にディスカッションするよう指示があった。
  - ②約40分のディスカッションを行い、各グループから抽出された課題を優先順位の高い順に進行役より発表された。優先順位の高い課題は以下のとおりであった。
    - < Aグループ >
      - ・ダイビング船、漁船へのアンカリング等のルール作り
      - ・海中公園の拡大
      - ・着地型観光（島間交通）を進める
      - ・旅行者の増加、安全面の検討
      - ・（安全面、対策）各業種間のルール
      - ・高速船の夜間基準
      - ・遊漁船を登録すべき→ルールを持たせる
      - ・ダイビング利用と漁業利用の調整
      - ・観光船の高速化と競争の激化

- ・赤土などの流入を防ぐための強化策の策定
- ・水産資源管理の徹底
- ・観光客の入域について
- ・ダイビング利用について
- ・海面利用に関する現状・実態の調査、漁業・観光
- ・公のアンカーリング用ブイ設置
- ・遊漁による過度な魚のとりすぎ
- ・原：浅瀬により船の運航の安全が保てない  
対応：安全な航路の確保、航路の限定、利用客の少ない時間帯での共同運航
- ・ダイビング、シュノーケリングによるサンゴの損失
- ・原：アンカー投入によるサンゴ損傷  
対：アンカー用ブイの設置（多数必要）
- ・クリアランス船の増加によるアンカーでのサンゴの破壊
- ・漁業資源管理が十分でない
- ・マスコミ、メディアへのアピール。観光客へ
- ・ダイビングポイントの設定増加
- ・安全で安心な航路確保
- ・安全な夜間運航の確保
- ・環境へ与える影響の比較
- ・漁業資源の利用制限、区域設定

#### < Bグループ >

- ・ダイビング船、漁船へのアンカーリング等のルール作り
- ・サンゴの移植
- ・人材育成（自然環境に従事する人）
- ・赤土や生活雑般水の防止対策の遅れ
- ・利用ルールの設定
- ・ゾーニングすることにより環境負荷を軽減できる

#### < Cグループ >

- ・資源管理ルールの広報
- ・アンカーブイ設置問題
- ・航路安全関連施設（灯標）の整備
- ・漁業者とダイバーとの協調促進
- ・特定資源の選定（国の指定後には罰則付き規制が可能：エコツーリズム）
- ・漁業者のルール確立←6月の総会（漁協）でルールは策定済みだが運用は未
- ・遊漁者の組織化
- ・漁業者と遊漁者の話し合いの場
- ・観光漁業の推進
- ・漁業・遊漁・ダイビング全体での調整と組織への加入率の問題

- ・ 保全の資金確保
- ・ 赤土流出問題への対応

(休 憩)

(3) 小グループにおける課題抽出結果の取りまとめについて

① 運営事務局より、小グループから抽出された優先順位の高い課題を取りまとめた結果を説明された。

② 部会長より、今回のディスカッションだけでは十分に意見が出せなかった方は、運営事務局へのメールやFAX等にて提出することが可能であることが説明された。

(4) その他

① 運営事務局より、次回の部会開催日時については、第7回の自然再生協議会が2～3月頃開催予定であることから、その前までに開催する予定であることが説明された。

以上

## 第3回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時：平成20年3月11日（火） 14：00～16：00

◆場 所：石垣市健康福祉センター視聴覚室

◆参加者：委員13名（内訳：個人1名，団体・法人5名，地方公共団体5名，国2名）

◆議 事：

- （1）前回の議事概要説明
- （2）事務局による取り組み進捗状況等説明
- （3）前回における意見集約結果の説明
- （4）全体ディスカッション

◆概 要：

- （1）第2回生活・利用に関する検討部会における議事概要・課題抽出結果について

①部会長の議事進行に基づき、運営事務局より前回の議事概要（資料3）について説明された。

- （2）事務局による取り組み進捗状況等について

①部会長の議事進行に基づき、運営事務局で検討・作成している環境影響低減方策支援ツール（リーフレット）の作成状況等について説明された。

- （3）前回における意見集約結果について

①部会長の議事進行に基づき、前回における意見集約結果について説明された。

- （4）特に重要な課題の抽出について（全体ディスカッション）

①部会長より、前回の意見集約結果に対して特に重要な課題を抽出するため、ディスカッションするよう指示があった。

②抽出された特に重要な課題は以下のとおりであった。

（アンカリング、ブイに関する課題）

- ・遊漁対象のアンカーブイは現実的ではない。その他、ダイビング対象のアンカーブイについては夜間点灯等の措置があれば可能
- ・係留ブイの数と利用者数（ダイビング）の関係からブイが十分でない場合の対応ルールづくりが必要
- ・係留ブイの設置と利用ルールの作成がセット
- ・係留ブイに関する管理と利用の調整が課題
- ・係留ブイについてはモデルケースのケーススタディが効果的
- ・係留ブイの設置は公的なものが有効・明確に公的機関の設置を明示する必要がある
- ・公園におけるブイの設置は海中公園に限定される。ケーススタディということでは有効的
- ・係留ブイ設置のための海中公園拡張の可能性あり（ダイビング業者と漁業者の調整）

- ・係留ブイの設置管理について公的機関が実施すると自由度が制限される。NPO等の団体が設置管理するのが理想的
- ・ダイビング船、漁船へのアンカリング等のルール作り
- ・係留ブイ設置については漁業者とダイビング業者の友好を図るイベント等が効果的

(漁業に関する課題)

- ・漁業者と遊漁者等との意志疎通の促進
- ・資源管理も重要な課題

(航路に関する課題)

- ・船舶航行ルートの限定  
効果：商用船については航行ルートを法的に限定。他の利用者との棲み分けが可能
- ・海域における船舶航行ルールの構築
- ・石西礁湖フィールドの利用において安全管理は重要な考え
- ・航路改善

(水域利用に関する課題)

- ・ダイビングポイントの利用調整についてダイビング業者の自助努力が重要
- ・遊漁・ダイビングはフィールド自由が原則
- ・漁業者が中心となって海域の遊びフィールドを作り有料化することも得策

以上

## 第4回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

- ◆日 時：平成20年10月15日（水） 14：00～15：30
- ◆場 所：石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室
- ◆参加者：委員18名（内訳：個人3名，団体・法人6名，地方公共団体6名，国3名）  
その他2名，報道関係者5名

### ◆議 事：

- (1) 部会の趣旨確認および第1回～3回部会の概要について
- (2) 船社へのヒアリング結果について（高速運航、夜間運航）
- (3) 海域利用の先進事例について（八重山漁協、慶良間海域、グレートバリアリーフ）
- (4) その他

### ◆議事概要：

- (1) 部会の趣旨確認および第1回～3回部会の概要について
  - ・海域の図面を参照しながら、国立公園で指定している石西礁湖、本検討部会で対象とする範囲、漁業・ダイビング・定期船の利用のあり方、関わり方等を検討する。
  - ・環境省で設定している海中公園地区の海域利用のあり方を参照しながら、ブイの設置場所等の海域利用について検討する。
- (2) 船社へのヒアリング結果について（高速運航、夜間運航）
  - ・共同運航は、CO<sub>2</sub>が削減でき地球温暖化対策に繋がるため、優先すべき方策である。
  - ・船社側でも共同運航を検討する余地があるが、許認可上の問題や、共同運航をする各社の採算性をクリアする必要がある。
  - ・競争原理を上回るような何らかの法的な措置や、制約の緩和があれば共同運航を行うことが可能であるため、変更するための解決策を、本検討部会または自然再生協議会から沖縄総合事務局運輸部へ相談する。
  - ・朝夕などの混雑時以外を対象とした減便や、速度低減を行うようなルール作りが必要である。また、本検討部会または自然再生協議会から船社へ申し入れることも考えられる。
  - ・船舶による海域の汚染、廃油によるサンゴ生態系への影響について、既往調査事例等を調べる。
  - ・仲間川の遊覧船は、航跡波によるマングローブ倒壊を防止するために速度を制限する利用協定があり、石西礁湖でも参考となる。
- (3) -1 海域利用の先進事例について（八重山漁協）
  - ・遊漁、ダイビングを含め、海域利用者と調整を図らなければ漁業は成り立たないため、

自然再生協議会または本検討部会を通じて海域利用者間の調整に関する取り組みを検討する。

### (3) -2 海域利用の先進事例について（慶良間海域）

- ・現在八重山漁協で行っている資源管理は、基本的には漁業者の自主ルールである。今後は、座間味の事例を参考として、本検討部会を通じてダイビング、遊漁者を含めて共通のルール作りをする必要がある。
- ・アンカーブイ設置の適正な規模を検討するため、石西礁湖を利用するダイビングショップについて、協会非会員も含めて実態数を把握する必要がある。
- ・竹富南航路では、ダイビング業者、個人のレジャーボートの増加に伴い利用が輻輳する危険な状態となっている。航路内、航路付近でダイビング活動している業者も存在する。
- ・慶良間では、ダイビング協会員でなければアンカーブイが使用できないこととなっており、石西礁湖でも同様の措置を執ることも考えられる。
- ・慶良間では、海域利用ルールの違反者は次年度からアンカーブイが利用できないペナルティが与えられる。石西礁湖ではペナルティ導入の可否も含め検討する必要があるが、海域利用者が協力し、サンゴ保全に配慮した適切な海域利用が図られることが望ましい。
- ・アンカーブイの設置は具体的に検討可能であるため、海域利用の少ない場所から実験的に進めることを検討する。

### (3) -3 海域利用の先進事例について（グレートバリアリーフ）

- ・グレートバリアリーフは、岸からサンゴ礁が平均 100km 離れていること、沿岸の人口密度が少ないことから、厳しい管理が可能となっており、すぐ目の前にサンゴが存在する沖縄とは条件が異なる。

### (4) その他

- ・次回以降、ステップ2の分類課題毎の対応案検討を進める。
- ・今後、事務局が対応案を検討するにあたって、部会の参加メンバーから広く意見を集めた方が良い案も出ると考えられるので、具体策があればメール・郵送などで事務局に意見を送る。

## 第5回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

◆日 時：平成21年3月23日（月） 14：00～16：00

◆場 所：大濱信泉記念館 多目的ホール

◆参加者：委員18名（内訳：個人2名，団体・法人7名，地方公共団体6名，国3名）  
事務局2名

◆議 事：

- (1) 部会の趣旨確認および第1回～4回部会の概要説明
- (2) 活動の報告
- (3) 海上交通の安全・安心の確保について（報告）

◆議事概要：

(1) 部会の趣旨確認および第1回～4回部会の概要説明

- ・第4回の主要意見の中の、船社へのヒアリング結果について、廃油によるサンゴ生態系への影響に関する定量的な指標を示す文献を探したが、見つからなかった。
- ・廃油は船舶運航上避けて通ることはできないため、業者に依頼して分別して回収している。

(2) 活動の報告

- ・八重山サンゴ礁保全協議会では、“石西しょうこちゃん”の下敷きを100枚程度提供していただき、子供を中心に配布したところ、好評であった。観光客やダイバーへもこれからどんどん配布したい。
- ・下敷きは、今日のはじめて見たが、頂けるものか？頂けるのであれば、是非活用したい。
- ・限りはあるが、何部か用意させたい。

(3) 海上交通の安全・安心の確保について（報告）

1. どうして安全・安心な航路が必要なの？

- ・航路の安全性は当然、船の喫水と幅員に係る。昼間でも事故は発生するため、夜間航行となるとかなりの検討をしなければ難しいと感じている。
- ・漁業者もプロペラを引っ掛けるなどの事故があり、危険と隣り合わせで操業しているため、航路整備に対する理解はしている。必要最小限ということは、あまり環境に負荷をかけずに、という趣旨だと思う。漁場環境にも絡んでくるので、協議をしながら進めていきたい。夜間の緊急搬送のための航路は、必要だと思う。
- ・船舶からの環境への影響があると思うが、同じ時間帯に少ない乗船率で走っていることがあるため、共同運航をすることも考えられる。
- ・西表西部の出身であるが、これまで4時間かかっていたものが現在短縮され、さらに夜間も走れるとなると、良いことである。しかし、あまり法線をまっすぐにごすること

にこだわらないほうが良い。サンゴの保全と、法線、短縮時間の関係をよく検討すべきである。

- ・これは生活のための航路であり、観光のための航路ではない。これは一貫して貫き通すべきである。
- ・安全・安心な航路は必要であると考えている。現在ある立標を灯標に変えるだけでもかなりの改善につながると思うが、それも部会の検討対象となるのか。→対象となる。

## 2. どんなルートが考えられるの？

- ・ルートについては、竹富南航路ルートがもっとも望ましい。外洋に出るルートは、欠航しやすくなる。石西礁湖内で安全に走れるような航路を検討していただきたい。
- ・既存のルートを使うのがもっとも良いと考える。あとのメンテなども考えると、現状維持を基本とした方が良い。

## 3. 安全・安心な航路の確保に向けた考え方

- ・次期基本構想の中でしっかりと位置づけていきたい。

## 4. 石西礁湖の環境

### 5. なぜサンゴが再生しないの？

- ・人間の生活ともうまく調和を取っていかなければならないというのが全体構想の趣旨であるので、相談しながらやっていきたい。
- ・自然再生や航路の専門委員会では、北側の斜面にサンゴが卓越していることが言われているが、2008年の国立環境研究所の分布図では、5%である。状況が良いところはその外側で、ほぼ100%である。2点目は、航路を掘削、浚渫することは、サンゴ礁にとってはいいことはないが、サンゴ礁に寄与するような航路を作りたいということだが、もしかしら航路を作ることによって海水交換が良くなる可能性がある。流れのシミュレーション等を検討して、幼生が入ってきやすい環境とする可能性がある。海水交換が良くなれば、白化の抑制にもつながる。

### 6. どうやって環境を保全・再生するの？

- ・計画にあるような移築、航路整備によってなくなってしまうサンゴを生き残らせることで良いと考える。移植によって、サンゴ礁を再生させる技術は十分確立していない。環境省の事業における移植の面積は0.1ha程度である。石西礁湖は3~6万haあるため、保全した方が良い。
- ・2008年のサンゴの被度の状況であるが、海中公園地区にはほとんどサンゴがない。公園地区を保全するための方法を検討する必要がある。第2基準航路があるが、これも航路として設定するのか。→南からの波が高いときに利用されているので、できれば一緒に設定したい。

7. 今後の予定・全体を通して

- ・航路について、直接ダイビングの人と調整するというのではなく、西表を含めた利用者間の調整の中での一部と考えている。
- ・政令改正は年度内を考えている。
- ・ナイトダイビングで夜間に船が石西礁湖内に入ってきたときの漁業とのトラブルについて、ルールを決めておきたい。
- ・航路が夜でも走れるようになれば、ナイトダイビング船が多く入ってきて、海人とのトラブルが懸念されるため、調整が必要である。

以 上

## 第6回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

- ◆日 時：平成21年10月19日（月） 13：30～16：30
- ◆場 所：石垣港離島ターミナル 第一会議室及び第二会議室
- ◆参加者：委員15名（内訳：個人1名，団体・法人6名，地方公共団体5名，国3名）

### ◆議 事：

- (1) 部会の趣旨確認および第1回～5回部会の概要説明
- (2) 海域の利用ルールについて
  - ①エコツーリズム推進法の施行
  - ②県内の環境保全等に関する規制等の事例
  - ③船社と漁業者間のルールについて
  - ④海域利用全般のルールについて
- (3) その他
  - ①航路整備の検討状況

### ◆概 要：

- (1) 部会の趣旨確認および第1回～5回部会の概要説明
  - ・資料3-1のP.4で、石西礁湖で人為的再生をするより保全がよい、という趣旨の意見は言ったが、移植に反対なわけではないので、保全を優先すべきという表現に修正して頂きたい。
- (2) 海域の利用ルールについて
  - ①エコツーリズム推進法の施行
  - ②県内の環境保全等に関する規制等の事例
    - ・八重山漁協の保護区では漁業者の自主管理となっており、漁業者は違反すると罰則がある。ダイビング、遊漁者にも協力を求めているが、違反しても漁業者以外には罰則は課せられない。もし推進法を適応すれば、保護区で罰則も入るので、より強い規則となる。
    - ・エコツーリズム法の指定が石西礁湖に馴染むのかが気になる。産卵場所や産卵期の魚を捕らない等の自主規制でやっているのでは、そこが優れた観光地・景勝地として指定を受けることができるか？ それがなくとも、適用できるような大きな仕組みが組めればありがたい。
    - ・八重山地域の産業は、観光が寄与している。エコツーリズムとエコツアーとの関連、一時的な観光客を含めた保全のあり方を、旅行者と一体となった形の教育を考えていく必要がある。
    - ・安全面を含めて、八重山の観光は長く持続していく必要があるのでは、市町村・県と連携しながら進めていく必要がある。

### ③船社と漁業者間のルールについて

- ・新しい航路を作ることに関しては反対が多い。漁業者を説得するためには、新しい航路を整備する上で、航路の外を通らないようなルールが必要である。
- ・燃料高騰を背景に、燃料節約の面から少しでも近道をしたいという気持ちはあるが、会社として近道を通る指導はしておらず、なるべく同じ場所を通るように指導をしている。ルール作りの中でそういう話しがあれば、前向きみんなに話して行きたい。
- ・航路を外れて走るときに、船長は安全航行をしているつもりでも、気づかないで漁業をやっている側を通っていることがある。いつ事故がおきてもおかしくない状態にある。もう1点、漁業者が新航路の整備に向けて協力していく上で、竹富東・南の狭隘水路で交差・追い越し等をする際、減速する等安全航行に気をつけて欲しい、この辺のルール化が必要である。
- ・海人はフーカーでホースを長く取って潜っていて、ホースが見えない場合が多々あるので、決められたルートで航行する、船のすれ違いの時の引き波についても注意するなど、竹富南では激しい往来があるため、安全性について配慮していく必要がある。
- ・資料3-2-3の図面について、高速船が近道している所は黒島北の一カ所だけか？
- ・竹富の南側でもやっている。満潮時になると走れる部分というのがある。他にもあるが、図面にある黒島沖合の箇所は、特に苦情が多い箇所である。
- ・海域利用者へどのように指導していくのか、ということとの関連が出てくると思う。安全第一で、ルールを明確に、お互い理解し合うような形で決めていく必要がある。
- ・航路を外れることが沢山あると言ったが、近道に関連して、航路の狭い場所で、船を避けるために航路を外れる場合もある。基本的には会社の中で航路を設定して、そこを走るように指導している。黒島沖では、北の方は喫水の深い船、南側は浅い船が走っている。
- ・ダイビング船など我々も含めて、満潮時に竹富南では島から10mくらいの所を走っていることもある。今後ルールに従って走っていくことが大切である。
- ・調査の結果、近道をしていることが明らかになったのが黒島の沖である。その他にもあるが、必ずしも全てが交通船というわけではない。しかし、全てを対象にするのは難しいので、船会社と漁組でモデルとなるルールを作って、広げて行きたい。
- ・漁業者が困った事例がある。竹富南で悪天候の時シュノーケリングをさせている。漁業者がショートカットする場所に入って来るので、漁業者も加害者になり得る。シュノーケリングの範囲も含めてルール化をしていく必要がある。モデルケースでもやれば良いと思う。
- ・フーカーのロープの長さが、最大200mくらいのある場合もある。フーカーが切れると息ができなくなるため、船から200mくらいの範囲は危険ということになるのではないかな。
- ・潜水中の旗を上げていると、船から〇m以上離れなければいけないといったルールがあるが、ダイビング船や遊漁船は無視することがある。
- ・ヒヤリハットは前からあるため、安全に対するルール作りは船会社として望んでいることである。これを機会にルール化を進めていきたい。

#### ④海域利用全般のルールについて

- ・観光客全般であるが、観光客がいろんなコースで自然環境、海岸などに出ることがあれば、周りのゴミを拾って回収してもらい、ツアー会社に協力してコースに組み込んでもらうということを思いついた。
- ・利用方法、ルールについて、課題が出てくると思うがみんなの知恵で推進して欲しい。船は石油を使っているが電気にできないか。また、船のトイレを処理槽にすることができないか。また、ダイブショップの中で中性浮力を薦めていないショップもあり、自主ルールを作ったりできないか。ガイドは教育者であり、資質向上の仕組みができないか。
- ・竹富島のビジターセンターでは、島のルールを映像で勉強してもらい、入島してもらうということをしている。どのようにしてダイビング業者、遊漁者等に徹底していくかということである。
- ・ガイドの資質に関連して、最近では減圧症を起こすガイドが多い。先頭に立つガイド・インストラクターの質が低下している。認識が甘い。さらに、環境については認識不足であると思う。サンゴへダメージを与える行為が頻繁に行われているように思う。ガイドの質の向上を図る必要がある。
- ・八重山では最近修学旅行の人気が出てきている。自然に関心を示している。学校の事前の環境教育を徹底させて来ていただきたいと思っている。
- ・船社では、安全面のレクチャーは行っているが、環境面についてもできる取り組みだと思ふ。
- ・町民からすると、潮の干満に関係なく、また夜間でも安全な航路の整備をしてほしいという声を聞いてきた。決めたルート、ルールをきちんと守るという基本的姿勢が必要なのだと思う。
- ・海岸線を含め環境面では、ボランティアに頼りすぎている。行政もそのことに対してまじめに取り組んで欲しい。定期船についても、早く着くだけでなく、観光のニーズ自体を変えていくような、地域の特質をじっくり見るような観光とすることを考えてもらいたい。漁業では、資源が減少している中で、遊漁は日曜日に市民が自然と触れることができる場所であり、ルールを早いうちに決めていかなければ、遅くなるほどやりにくくなる。早く、協議を何回も持って、認識を深めていければ良いと思う。
- ・今横浜から大型のカタマラン（幅 8m、長さ 50m）が来ているが、航路がすごく分かりにくいということを言っていた。緑の立標が右にあったり左にあったり、立標と海図が一致していないということもあった。避けないとすれ違えない場所もあったと言っていた。航路のコースを整理することが大事ではないか。
- ・観光、スノーケリングについて、委員の中でも上村さんが白保で良いルールを作っている。憲章も作っている。地元としっかり密着しているし、すごく良い事例があるので、いつか、次回部会でも 30 分くらい発表してもらったらどうか。

### (3) その他

#### ①航路整備の検討状況

- ・特に意見はないが、これまで関係者で検討されたルート案なので、是非ご理解を頂きたい。
- ・既存の航路で浚渫したものと、今回案の掘削土量、また掘削した場合の海中公園への影響はどうか。また、環境省の許認可業務との関わりはどうか。
- ・土量については、当初の短絡ルートよりは減ってくる。しかし、必ずしも減少する場所ばかりではないため、現在整理中である。許認可については、環境省に確認しているが、今のところ直接的な制約にはなっていない。
- ・具体的な工法等となれば、場合によっては手続きが必要となる場合もあるが、基本的には海中公園地区では無いので、許認可ではなく届け出となる。
- ・シミュレーション等をした場合、今指定されている区域への影響も考えられるのか。
- ・計画が進んでみないと何とも言えないが、基本的には航路の関係なので影響はないと思っている。
- ・海中公園地区とはできる限り位置を離そうとしている。できる限り影響がでないように補助工法を採用していく。
- ・現況よりも航路が長くなると燃費、料金への影響があるのではないか。
- ・距離に関係なく料金は上げたいところである。距離の影響はそんなに受けないと思う。
- ・各船社は競り合って走っている状況である。燃費を食っているのではないか、なぜこんなに競り合わなければならないのか、と思っているところである。
- ・共同運航について、何度か意見が出ている。
- ・航路標識の整備については、もう少し具体的なものが決まってからということになる。
- ・土砂処分先はどちらになるのか。
- ・また市と相談しながら検討したい。

以 上

## 第7回 生活・利用に関する検討部会 議事概要

- ◆日 時： 平成22年3月16日（火） 13：30～16：00
- ◆場 所： 大濱信泉記念館 多目的ホール
- ◆参加者： 委員15名（内訳：個人1名，団体・法人9名，地方公共団体3名，国2名）

### ◆議 事：

- 1 部会の趣旨確認および第1回～6回部会の概要説明
- 2 海域の利用ルールについて
  - ①白保の海でのルールについて
  - ②漁業者と船社の海域利用ルール化の現状報告
  - ③海域利用全般のルールについてのアンケート結果等

### ◆概 要：

- 1 部会の趣旨確認および第1回～6回部会の概要説明  
特になし
- 2 海域利用のルールについて
  - ・関係者の意見の集約するために、会に出てきてくれない人へは、自分で聞きに行くようなことを行ったのか？
  - ・少なくとも、観光業者などルールによって制限が生じるような所に対しては説明に行った。それ以外にはことある毎に呼びかけて、意見を聞いて会議の場で報告するようにした。
  - ・補足説明であるが、白保に限らず自主ルールは法律や条例など、上位にあるものに反するものは作ることができない。この部会で決める場合もその点に注意が必要である。
  - ・活動は良いことだと思うが、石西礁湖で行う場合、漁業権の対象種までルールでの制限の対象にならないようにして欲しい。
  - ・環境省でもダイビングスポットの調査を開始した、前回紹介した慶良間での海域利用ルールもある。自主ルールでみんな合意したものの方が、上手く浸透するように感じている。
- ②漁業者と船社の海域利用ルール化の現状報告
  - ・ルールづくり以前に航路の整備がしっかりされていなかった。航行しているところが航路に認定されていなかったりして、漁業者と食い違っている部分もあった。将来、航路が認定・整備されたらルールに従って行きたい。

### ③海域利用全般のルールについてのアンケート結果等

- ・ルートがハッキリしていないとのことであるが、立標から立標の間を進むのが航路では？ 現状でも航路を設定して走っていると思うが？
- ・航路上であっても漁やダイビングをしている。注意を促したりしているが、どのくらい離ればいいのか分からない。前回の部会でフーカーは 200mとの話があり、船は遠いが航路の近くまできている可能性もある。漁民はどの場所でどういった漁をしている、どこでダイビングをしているといった情報が欲しい。漁を行っているエリアなどダイビングを行うエリアなどのエリア分けがあると助かる。西表でカヌー一業者が航路を横切ることがあった。カヌーに目印の旗をたてる、時間帯を決めるなどのルールづくりをしたことがあった。漁業者やダイビングと同じような対応が可能であり、ルールづくりを進めて行きたい。
- ・現状で追い越し時の減速をお願いしたい。一番のクレームはそこである。緊急で短期的に解決してほしい課題であり、項目に入れて欲しい。
- ・現状で航路の幅員ほどの程度か？ 航路の幅が決まれば、漁業者もその中に入らないようにするが。
- ・安全を確保するための航路の幅は航行する船舶の大きさ、深さで決まる。竹富南航路は、現状は 60m、深さ 4m であるが、基準では幅 120m、深さ 4.5m となる。竹富南以外は自由航行であり、航路は設定されていない。現在の航路整備計画では環境に配慮して、竹富南では 10m 拡幅、他は 55m、深さ 3m で検討中である。
- ・現状で竹富南以外では航路がないのは認識していなかった。航路で操業を行っている、シュノーケルを行っているとの話は、慣習上の航路でとの意味か？
- ・法定上の航路は竹富南の長さ 2480m×幅 60m のみである。竹富南以外は慣習上の航路である。立標間が正式な航路というわけではない。保安庁水路部が推奨する、座礁事故が少ないルートである。船会社の免許申請上のルートはあるが、法で決められたものではない。
- ・今回の整備で竹富南以外の島間全体が航路になるのか？
- ・全てが航路になるとは限らない。漁業利用などもあり必要最低限としたい。
- ・アンケート結果で、漁業者との協定締結などの表記で、「漁業者」を「漁協（漁組）」に訂正して欲しい。
- ・漁業者（漁組）と表記したい。
- ・行き会いの航行のルールで、優先を把握している船長としない船長がいる。右優先を無視された経験が何回もある。港内の徐行など、船会社、漁業者など操船する人全体で航行ルールを認識する必要がある。
- ・ダイビング船が潜水中に近くに寄ってくる。A 旗（海中で潜水作業を行っていることを表す）、フラッグをあげている船には近づかないというルールが守られていない。法律違反である。徹底して守ることが必要である。
- ・港内から A 旗をあげているダイビング船があるので、いつ本当に潜っているのかわからないことも多い。
- ・その船は、A 旗の意味を知らない。海人は結構守っているがダイビング業者が守っ

ていない。A旗を板で作っている業者もある。今後徹底する必要がある。

- ・ 4月1日に法律が改正され「海中公園地区」が「海域公園地区」となった。利用調整地区が海中でも設定可能となった。1日に〇人の人をいれて良いとの設定ができるようになった。ルールの策定上の参考にして欲しい。
- ・ 航路の整備にあたって目印をつけて、この区間は〇ノット以下にこのルールは可能であるが、まっすぐ行きたいが迂回しているところもある。迂回で時間延長の場合、利用者の乗船時間が長くなったり、料金が上がったりする。ある程度徐行しても、安全に直線的に航行できるルートが船社としては理想である。
- ・ アンケートで水産資源管理の記述が多いが、利用部会等ではあまり話題が上がってこないが、漁協は禁漁区設定、体長制限などローカルルールで意欲的に水産資源管理に取り組んでいる。また、シャッコミーバイ（ナミハタ）について、今日資源管理委員会が行われている。
- ・ 前回、ルールについて有志でワーキングチームをつくって案をつめるとの話があったが、事務局で可能な範囲で、まずは海上交通の部分で進めている。
- ・ 事務局に頑張ってみんなを巻き込んで、とりまとめを進めて欲しい。

---

#### 【ルールについての追加の意見（アンケートへの記入）】

- ・ 石西礁湖の自然を保全、再生するための生活のルール（島で暮らすルール）の必要
  - ・ 除草剤を使わないようにする
  - ・ 生活排水処理の徹底（下水道への接続以外の処理方法、施設の普及）
  - ・ 事業所からの排水処理の徹底
  - ・ 石西礁湖水質汚濁防止条例の制定（大洋リネンサプライ等、法の規制を受けない排出の check、厳しい基準の設置）
- ・ 海にゴミをすてない
  - ・ ダイビング業者で弁当の残飯を海に捨てているところがある。

---

以上